

知ろう! 気づこう! ヤングケアラー

●問い合わせ 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981

ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、「本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」とされています。

学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じたりするほどの重い負荷がかかっている場合は、注意が必要です。子どもらしく過ごす時間を確保し、家族をケアしていることの誇りも大切に一人一人の子どもを支援しましょう。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

(参考)厚生労働省ホームページ

子どもがもっている権利

(参考)日本ユニセフ協会

生きる権利

住む場所や食べ物があり、命が守られる。

育つ権利

元気に・健康に毎日すごして成長する。

これらは、世界の国々で約束されている、子どもの権利です。

誰からも、この権利を奪われることがあってはいけません。

守られる権利

保護者の人から育てられる。守ってもらえる。

参加する権利

自分の意見を言う。話を聞いてもらえる。

ヤングケアラーに関する相談窓口

相談窓口	電話番号	その他
熊本県ヤングケアラー相談支援センター	☎096(384)1000	平日 8:30 ~ 17:00 土・日・祝日・年末年始は休み
児童相談所 相談専用ダイヤル	☎0120(189)783	通話料無料
24時間子どもSOSダイヤル(文部科学省)	☎0120(0)78310	通話料無料、24時間受付、年中無休
子どもの人権110番(法務省)	☎0120(007)110	通話料無料 平日 8:30 ~ 17:15、土・日・祝日・年末年始は休み
役場子育て支援課	☎096(293)5981	平日 8:30 ~ 17:15
ふくしの相談窓口(役場1階)	☎096(293)3122	土・日・祝日・年末年始は休み

熊本地震 関連事業決算

令和3年度は熊本地震の復旧・復興のために、令和2年度からの繰越も含めて約18億円(一般会計)を使用しました。

熊本地震関連の主な事業		復興基金創意工夫分をあてた事業	
新庁舎建設に係る工事のための費用(一部)	14億1,971万円	災害用備蓄食料を購入するための費用	186万円
新庁舎に係る備品購入のための費用	2億2,280万円	災害公営住宅等に入居されている高齢者世帯等へ緊急通報装置を整備するための費用	45万円
仮設庁舎や仮設書庫・倉庫などの借上料	1,012万円	被災した宅地の地盤改良を行うための補助金	40万円
熊本地震復興基金活用事業の主な経費		ワンピース・ゾロ像用の監視カメラを設置するための費用	69万円
熊本地震復興イベント(ゾロ像除幕式)への補助金	300万円	新庁舎に防災設備を設置するための費用	1,063万円
民間賃貸住宅への入居や転居助成など住まいの再建支援のための費用	520万円	災害ごみを撤去するための費用	463万円
戸建木造住宅の耐震改修のための補助金	668万円	防災行政無線の難聴地域の状況を調査するための費用	275万円
		一部損壊世帯の住宅修理費に対する見舞金	64万円
		被災した農業者の農業用施設の再建のための補助金	208万円
		半壊以上の判定を受けた住宅の応急修理に対する補助金	343万円

新型コロナウイルス感染症対策関連の主な事業

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のために、約15億円(一般会計)を使用しました。

感染防止対策		経済対策その他	
ワクチン接種のための費用	2億4,026万円	子育て世帯への生活支援特別給付金	2,000万円
地域づくり活動支援事業補助金(地域コミュニティの感染対策に係る補助)	623万円	非課税世帯等への臨時特別給付金	2億6,550万円
学童保育施設の臨時特別開所経費及び自粛要請による利用料の補助	649万円	地域移動販売事業補助金	254万円
保育園、認定こども園、学童保育施設、子育て関係施設の感染症対策に係る補助	2,947万円	子育て世帯への臨時特別給付金	6億9,920万円
児童生徒1人1台の端末整備など、小中学校からのオンライン授業に対応するための費用	1,228万円	感染防止対策継続助成金(飲食・宿泊事業者等への事業継続のための給付金)	2,292万円
小中学校のコロナ対策用品購入事業	2,174万円	宿泊客誘致緊急対策事業(観光業を支援するため宿泊費等の助成)	3,234万円
在宅で読書ができる電子図書館の運営に関する費用	209万円		

町の財政は大丈夫? ~健全化判断比率と資金不足比率~

「健全化判断比率」とは、財政が良好かどうか判断できる指標です。財政破たんを防止し早期に健全化を図ることを目的としています。「早期健全化基準」を上回ると、自主的な改善努力をしなければなりません。町は基準よりも下回っていますので、財政は健全な状態ということが分かります。

(単位: %)

健全化判断比率	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準	資金不足比率	令和2年度	令和3年度	経営健全化基準
①実質赤字比率	—	—	13.47	⑤資金不足比率	—	—	20.00
②連結実質赤字比率	—	—	18.47	※①、②、④、⑤は黒字のため「-」を表示しています。			
③実質公債費比率	8.0	6.5	25.00				
④将来負担比率	—	—	350.00				

- ①実質赤字比率………財政運営の悪化の度合いを示す比率です。町は、実質黒字です。
- ②連結実質赤字比率………全ての会計を合算し、町全体の財政運営の度合いを示す比率です。町は、黒字です。
- ③実質公債費比率………元利償還金など(借金の返済額など)を指標化した比率です。
- ④将来負担比率………将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率です。
- ⑤資金不足比率………公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。町は、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計、工業用水道事業会計の各会計とも資金の不足額はありせん。